

ページ	改 正	現 行
表紙	<p style="text-align: right;">鉄計積第110208001号 平成23年2月8日</p> <p>改正 平成26.10.7 鉄計積第141007001号 改正 平成28.2.26 鉄計積第160224003号 改正 令和 2.8.28 技積第200827001号 改正 令和 5.10.6 建企積第231006001号 <u>改正 令和 5.12.20 建企積第231220001号</u></p> <p style="text-align: center;">工事一時中止に係るガイドライン</p> <p style="text-align: center;">令和2年8月 <u>（令和5年12月訂正）</u></p> <p style="text-align: center;">鉄道・運輸機構</p>	<p style="text-align: right;">鉄計積第110208001号 平成23年2月8日</p> <p>改正 平成26.10.7 鉄計積第141007001号 改正 平成28.2.26 鉄計積第160224003号 改正 令和 2.8.28 技積第200827001号 改正 令和 5.10.6 建企積第231006001号</p> <hr style="width: 100%; border: 1px solid red;"/> <p style="text-align: center;">工事一時中止に係るガイドライン</p> <p style="text-align: center;">令和2年8月 <u>（令和5年10月訂正）</u></p> <p style="text-align: center;">鉄道・運輸機構</p>

ページ	改 正	現 行																																																																																																				
P12	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>◎工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。</p> <table border="1" data-bbox="359 447 1466 1724"> <tr> <td>イ 材料費</td> <td>① 材料の保管費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 他の工事現場へ転用する材料の運送費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 直接工事費に計上された材料の損料等</td> </tr> <tr> <td>ロ 労務費</td> <td>① 工事現場の維持等に必要なる労務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 他職種に転用した場合の労務費差額</td> </tr> <tr> <td>ハ 水道光熱電力等料金</td> <td>現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等費用</td> </tr> <tr> <td>ニ 機械経費</td> <td>工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用</td> </tr> <tr> <td>ホ 仮設費</td> <td>① 仮設諸機材の損料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>ヘ 運搬費</td> <td>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 大型機械類等の現場内運搬</td> </tr> <tr> <td>ト 準備費</td> <td>通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたもの</td> </tr> <tr> <td>チ 事業損失防止施設費</td> <td>仮設費に準じて積算した費用</td> </tr> <tr> <td>リ 安全費</td> <td>① 既存の安全設備に係る費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 新たな工事現場の維持等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>ヌ 役務費</td> <td>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 電力・水道等の基本料</td> </tr> <tr> <td>ル 技術管理費</td> <td>原則として増加費用は計上しない</td> </tr> <tr> <td>ヲ 営繕費</td> <td>現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等</td> </tr> <tr> <td>ワ 労務者輸送費</td> <td>元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</td> </tr> <tr> <td>カ 社員等従業員給料手当</td> <td>工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用</td> </tr> <tr> <td>ヨ 労務管理費</td> <td>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 解雇・休業手当を支払う場合の費用</td> </tr> <tr> <td>タ 地代</td> <td>現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用</td> </tr> <tr> <td>レ 福利厚生費等</td> <td>現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</td> </tr> </table>	イ 材料費	① 材料の保管費用		② 他の工事現場へ転用する材料の運送費		③ 直接工事費に計上された材料の損料等	ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費		② 他職種に転用した場合の労務費差額	ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等費用	ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	ホ 仮設費	① 仮設諸機材の損料		② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	ヘ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用		② 大型機械類等の現場内運搬	ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたもの	チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用	リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用		② 新たな工事現場の維持等に要する費用	ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料		② 電力・水道等の基本料	ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない	ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等	ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用	カ 社員等従業員給料手当	工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用	ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用		② 解雇・休業手当を支払う場合の費用	タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用	レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>◎工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。</p> <table border="1" data-bbox="1617 447 2724 1724"> <tr> <td>イ 材料費</td> <td>① 材料の保管費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 他の工事現場へ転用する材料の運送費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 直接工事費に計上された材料の損料等</td> </tr> <tr> <td>ロ 労務費</td> <td>① 工事現場の維持等に必要なる労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 他職種に転用した場合の労務費差額</td> </tr> <tr> <td>ハ 水道光熱電力等料金</td> <td>現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等費用</td> </tr> <tr> <td>ニ 機械経費</td> <td>工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用</td> </tr> <tr> <td>ホ 仮設費</td> <td>③ 仮設諸機材の損料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>ヘ 運搬費</td> <td>② 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 大型機械類等の現場内運搬</td> </tr> <tr> <td>ト 準備費</td> <td>通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたもの</td> </tr> <tr> <td>チ 事業損失防止施設費</td> <td>仮設費に準じて積算した費用</td> </tr> <tr> <td>リ 安全費</td> <td>② 既存の安全設備に係る費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 新たな工事現場の維持等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>ヌ 役務費</td> <td>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 電力・水道等の基本料</td> </tr> <tr> <td>ル 技術管理費</td> <td>原則として増加費用は計上しない</td> </tr> <tr> <td>ヲ 営繕費</td> <td>現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等</td> </tr> <tr> <td>ワ 労務者輸送費</td> <td>元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</td> </tr> <tr> <td>カ 社員等従業員給料手当</td> <td>工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用</td> </tr> <tr> <td>ヨ 労務管理費</td> <td>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 解雇・休業手当を支払う場合の費用</td> </tr> <tr> <td>タ 地代</td> <td>現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用</td> </tr> <tr> <td>レ 福利厚生費等</td> <td>現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</td> </tr> </table>	イ 材料費	① 材料の保管費用		② 他の工事現場へ転用する材料の運送費		③ 直接工事費に計上された材料の損料等	ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。		② 他職種に転用した場合の労務費差額	ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等費用	ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	ホ 仮設費	③ 仮設諸機材の損料		④ 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	ヘ 運搬費	② 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用		③ 大型機械類等の現場内運搬	ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたもの	チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用	リ 安全費	② 既存の安全設備に係る費用		② 新たな工事現場の維持等に要する費用	ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料		③ 電力・水道等の基本料	ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない	ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等	ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用	カ 社員等従業員給料手当	工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用	ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用		② 解雇・休業手当を支払う場合の費用	タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用	レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用
イ 材料費	① 材料の保管費用																																																																																																					
	② 他の工事現場へ転用する材料の運送費																																																																																																					
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等																																																																																																					
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費																																																																																																					
	② 他職種に転用した場合の労務費差額																																																																																																					
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等費用																																																																																																					
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用																																																																																																					
ホ 仮設費	① 仮設諸機材の損料																																																																																																					
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用																																																																																																					
ヘ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用																																																																																																					
	② 大型機械類等の現場内運搬																																																																																																					
ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたもの																																																																																																					
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用																																																																																																					
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用																																																																																																					
	② 新たな工事現場の維持等に要する費用																																																																																																					
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料																																																																																																					
	② 電力・水道等の基本料																																																																																																					
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない																																																																																																					
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等																																																																																																					
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用																																																																																																					
カ 社員等従業員給料手当	工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用																																																																																																					
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用																																																																																																					
	② 解雇・休業手当を支払う場合の費用																																																																																																					
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用																																																																																																					
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用																																																																																																					
イ 材料費	① 材料の保管費用																																																																																																					
	② 他の工事現場へ転用する材料の運送費																																																																																																					
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等																																																																																																					
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。																																																																																																					
	② 他職種に転用した場合の労務費差額																																																																																																					
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等費用																																																																																																					
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用																																																																																																					
ホ 仮設費	③ 仮設諸機材の損料																																																																																																					
	④ 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用																																																																																																					
ヘ 運搬費	② 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用																																																																																																					
	③ 大型機械類等の現場内運搬																																																																																																					
ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたもの																																																																																																					
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用																																																																																																					
リ 安全費	② 既存の安全設備に係る費用																																																																																																					
	② 新たな工事現場の維持等に要する費用																																																																																																					
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料																																																																																																					
	③ 電力・水道等の基本料																																																																																																					
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない																																																																																																					
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等																																																																																																					
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用																																																																																																					
カ 社員等従業員給料手当	工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用																																																																																																					
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用																																																																																																					
	② 解雇・休業手当を支払う場合の費用																																																																																																					
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用																																																																																																					
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用																																																																																																					

ページ	改 正	現 行																																									
P20	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>〔参考資料〕</p> <p>(1) 工事の一時中止に係る手続 工事の一時中止を必要とする場合の中止通知書作成例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>様式第37号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(受注者) 殿</p> <p style="text-align: right;">契約担当役</p> <p style="text-align: center;">中 止 通 知 書</p> <p>契約番号 道建工・役○第△号 件 名</p> <p>工事 役務</p> <p>年 月 日付けをもって請負契約を締結した上記 は、下記 のとおり一時中止するので通知する。 なお、上記について異存がないときは本書全文記載の請書を提出 されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 一時中止を必要とする理由 中止数量 中止数量調査書 一時中止する工事範囲 線路位置平面図 葉 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日 管理体制等の基本的事項 中止期間中における工事現場の維持管理を別紙により行うこと 基本計画書の提出 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を提出し承諾を得る こと。 中止に係る概算費用 <中止期間が3ヶ月未満の場合>「参考値」 円 ※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものでは ない。指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載す る。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。 <中止期間が3ヶ月を超える場合> 監督員が承諾した基本計画に基づき、実費精算を行う。 </div> <div style="width: 48%;"> <p>様式第38号</p> <p style="text-align: center;">中止数量調査書</p> <p>契約番号 ○建工・役口第△号 / 件 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事区分・工 種・種別</th> <th>規格</th> <th>単 位</th> <th>契約 数量</th> <th>中止 数量</th> <th>残数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 役務の場合にあつては、「工事区分」を「区分」と読み替える。 また、建築、機械、電気関係の工事又は役務の場合にあつて は、「工事区分・工種・種別・細別」欄を「種目・科目・中科目・ 細目」と、「規格」欄を「適用」とそれぞれ読み替える。</p> </div> </div>	工事区分・工 種・種別	規格	単 位	契約 数量	中止 数量	残数 量	摘 要																																			
工事区分・工 種・種別	規格	単 位	契約 数量	中止 数量	残数 量	摘 要																																					

様式第37号の2

年 月 日

(監 督 員) 殿

局 長
(公印・契印省略)

中 止 通 知 書

契約番号 道建工・役○第△号
件 名

上記 は、別添図書のとおりに一時中止するので通知する。

(添付図書) 1. 決議書 (写) 1部
2. 線路位置平面図 葉
3. そ の 他

別 紙

一時中止期間中における工事現場の維持、管理
等の基本的事項

(記載例)

- 職員及び労務者の体制は、維持管理に必要最小限とすること。
- 中止する工事範囲の巡回及び点検を行うこと。
- 中止する範囲の構造物及び搬入資機材について、保安及び養生を行うこと。
- 建設機械器具等は維持管理に必要最小限の配備とすること。
- 不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換を検討すること。
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関して検討すること。
- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

ページ	改 正	現 行
P39	<p>(略)</p> <p>工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料</p> <p>① 他の工事現場へ転用する材料の運搬費</p> <p>工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③ 直接工事費に計上された材料の損料等</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費</p> <p>① 工事現場の維持等に必要な労務費</p> <p>作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。</p> <p>ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた<u>又は保持した</u>場合にはその費用</p> <p>② 他職種に転用した場合の労務費差額</p> <p>工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p>ハ 水道光熱電力等料金</p> <p>工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>ニ 機械経費</p> <p>① 工事現場に存置する機械の費用</p> <p>現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置すること<u>又は確保しておくこと</u>を認めた機械等の現場存置費用</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料</p> <p>② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費</p> <p>工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③ 直接工事費に計上された材料の損料等</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費</p> <p>③ 工事現場の維持等に必要な労務費</p> <p>作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。</p> <p>ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた_____場合にはその費用</p> <p>④ 他職種に転用した場合の労務費差額</p> <p>工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p>ハ 水道光熱電力等料金</p> <p>工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>ニ 機械経費</p> <p>① 工事現場に存置する機械の費用</p> <p>現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置すること_____を認めた機械等の現場存置費用</p> <p>(略)</p>